#### 消費者相談 Ø) 事 例 から

## 原 野 商法 **D**

がりするかのように偽って Ш がりの見込みがほとんどな 売する手口です。 林や原野等の土地を、 商法とは、 将来の値上 値上

被害が増加しています。 ビスや新たな土地の購入契約 売れる等と勧誘し、 った人に対し、土地 過去に原野商法の 費用を請求する二次 測量サー 元が高く 被 害に

# 事例1

#### どの契約 山林売却の っための 土地調査な

から、 かったので、 固定資産税などの徴収も ろうと説明された。これまで いることも知らなかった。 の相場は200万円くらいだ は約100万円だったが、今 われた。その土地の購入価格 した山林を売却しないかと言 自宅に電話後来訪した業者 があるまで山林を所有して 30年ほど前に夫が購入 この業者から 電 な

土地 約したことが不安になった。 知らない業者の話を信じて契 払った。 る契約と土地の売買に関する 0 介契約をし、 ならばと、 0 (契約者=70歳代 の調査や広告等を委託 ない土地なので、 しかし、後になり、 その日のうちに 約30万円を支 売れ す

### [事例2]

際に確認

登記情報

も確

さく

認する。

できる限り土地の現況を実

#### めに別の土地を購入 所有している山林の の売却の た

た別 購入する契約をし、 買い取るから」と別の山林を 買い取ると電話があり、 差額を支払った。 払った。さらに、 に「将来太陽光発電の会社 ている山林を売却する代わり を承諾した。 有していた山林をその事業者 前に購入した遠方の 買い取ったが、 事業者から、 の山 [林も購 すると、 40 入させられ、 もともと所 その際にま 解約し返金 代金を支 年くら 山林を 所有し 来訪 が 13

してほしい。 (契約者= 80歳代 男性

# ◎消費生活センターより

No. 180

にしないようにしましょう。 等のセールストークをうのみ せん。「土地を買いたい人が 急に売れることはまずありま いる」「高価格で売却できる\_ 土地の所在する自治体など などを問い合わせる。 景などが事実か、 今まで売れなかった土地 の状況に変化があるの 業者の説明の根拠や背 周辺の土 か

立っていてス

るが

な

消費生活センターに相談しま く場合には電話を切りましょ しょう。 トラブルに遭ってしまったら 不審な勧誘はきっぱりと断 それでも執拗に勧誘が続 おかしいと気づいたり、

もしも

L

L

もし

7 t

握のと

る

消費生活センター お問い合わせは (20) 1 1 0 1, FAX (20) 1 6 0  $\widehat{2}$ 階

つも一緒に居るよ

だよー

2

1

人の声

が聞こえ

# 欅の下

山 本 明 美

#### 斎藤正敏

乗

-

7

掛

It

る

古い電話ボックスが立つ光景は現実でしょうか。幻想でしょうか。問題は受話器をとって遠い国のあの 人に呼びかけ、あの人からの応答に頷く作者の想いにあるのでしょう。

- ▶偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。
- ●投稿は楷書でお願いします。作品·氏名にふりがなをふってください。

※俳句、短歌、川柳の原稿送付先 〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。